

長岡京市まちづくり条例及び施行規則の一部を次のように改正します。（令和８年１月１日施行）
改正内容は以下のとおりです。
令和８年１月１日以降の申出について、本改正内容が適用されます。

・長岡京市まちづくり条例 第２３条第１項（表示板の掲出等）

〔改正前〕

開発面積３，０００平方メートル以上（宅地造成工事規制区域内にあっては１，０００平方メートル以上）

↓

〔改正後〕

開発面積１，０００平方メートル以上

・長岡京市まちづくり条例施行規則 第２号様式（第１０条関係）

〔改正前〕

事業地の所在地					事業者の氏名					
事業の目的										
開発区域内の現況	土地の現況	市街化区域 用途地域 (地域) 市街化調整区域			宅地造成工事規制区域 都市計画街路 都市計画公園 区画整理区域 風致地区 その他 ()					
		地目別概要	区分	宅地	農地	山林	雑種地	その他	計	
	面積		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
	割合		%	%	%	%	%	100%		

↓

〔改正後〕

事業地の所在地				事業者の氏名					
事業の目的									
開発区域内の現況	土地の現況	市街化区域 用途地域 (地域) 市街化調整区域			宅地造成等工事規制区域 都市計画街路 都市計画公園 区画整理区域 風致地区 その他 ()				
		区分	宅地	農地	山林	雑種地	その他	計	
	地目別概要	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
		割合	%	%	%	%	%	100%	